

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

令和6年度末の組合員資格喪失に係る異動報告関係事務について（通知）

このことについて、下記事項に十分留意の上、適正に処理してください。

また、組合員資格の喪失後、組合員証、組合員被扶養者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、資格確認書（以下「組合員証等」という。）を使用して診療等を受けた場合は、共済組合が負担した医療費全額を組合員に返納させることになるので、資格喪失後は組合員証等を使用することがないように周知徹底してください。

なお、退職者（資格喪失者）向けのリーフレット（一般組合員用・短期組合員用）を更新しましたので、対象組合員へ配付の上、活用くださるよう併せてお願いします。

記

1 一般組合員の資格喪失等の異動報告関係事務

(1) 一般組合員の資格喪失等の異動報告

次の者は、別紙の「事務手続一覧（種別：一般）」により処理してください。

また、令和6年12月2日からマイナ保険証を基本とする制度に移行したことに伴い、「ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者」の組合員証等は、転出前に所属していた支部へ返納することとなりましたので、手続に遺漏がないようお願いします。

ア 退職者（再任用制度によるフルタイム勤務職員の退職を含む。）

イ 他の公務員共済組合（国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合等）への転出者

ウ 公立学校共済組合の他支部への転出者

(2) 一般組合員証等の返納に係る留意事項

一般組合員資格喪失届書〔整理番号3-5〕に交付されているすべての組合員証等を添付の上、速やかに返納してください（返納すべき組合員証等を紛失したときは、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を添付してください。）。

(3) 一般組合員資格喪失時の長期給付（年金）関係の手続

1月以上の組合員期間がある一般組合員が資格喪失した場合には、長期給付（年金）関係の手続が必要となりますが、老齢厚生年金の受給権の有無等により手続内容が異なります。原則として、一般組合員資格喪失届書〔整理番号3-5〕の提出に基づき、次のア～ウのとおり状況に応じて手続を行います。

ア 老齢厚生年金の受給権が発生していない者（ウの転出者除く。）

イ 老齢厚生年金の受給権が発生している者（請求中の方を含む。ウの転出者除く。）

ウ 他の公務員共済組合又は公立学校共済組合の他支部への転出者

【裏面へ続く】

2 短期組合員が退職した場合（他の公務員共済組合への転出者及び他支部への転出者含む。）

短期組合員退職届書〔整理番号3-4〕に交付されているすべての組合員証等を添付の上、速やかに返納してください（返納すべき組合員証等を紛失したときは、組合員証等滅失届〔整理番号3-2〕を添付してください。）。

※ 別紙の「事務手続一覧（種別：短期）」を参照してください。

3 組合員種別が変更となる場合（退職の翌日から再就職等ありの場合）

(1) 短期組合員→一般組合員

短期組合員の資格喪失手続は不要

新所属所から一般組合員の資格取得手続が必要（組合員証等は新所属所から返納）

(2) 一般組合員→短期組合員

旧所属所から一般組合員の資格喪失手続が必要（別紙の「事務手続一覧（種別：一般の退職者）」）

新所属所からの短期組合員の資格取得手続も必要（組合員証等は新所属所から返納）

※ 組合員の資格取得等に係る事務手続については、3月上旬の組合員の資格取得に係る通知で改めて通知します。

4 資格確認書及び資格情報のお知らせの取扱いについて

各種資格喪失届出用紙に資格確認書を添付する際は、組合員証等返納確認欄「その他」に枚数を記入してください。

なお、資格情報のお知らせは返納の必要はありませんので、組合員自身で適切に廃棄してください。

5 任意継続組合員制度へ加入する場合

退職後、当共済組合の任意継続組合員制度へ加入する者についても現職時の組合員証等は、必ず退職時の所属所に返納し、各種資格喪失届出用紙に添付して返納してください。

なお、任意継続組合員制度の加入手続等は、令和7年1月30日付け 公共鹿第968号「任意継続組合員制度の加入手続等について（通知）」を参照してください。

6 資格喪失証明書について

「資格喪失証明書」が必要な場合は、資格喪失手続時に「資格喪失証明書交付申出書」を併せて提出してください。原則として「資格喪失証明書交付申出書」の提出がない場合は、交付しません。

※ 年度当初は資格喪失処理が多く見込まれます。「資格喪失証明書」の交付は、資格喪失処理の完了後に交付が可能となるため、発送までに時間を要することを御理解ください。

7 退職後の国民年金への加入

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者は、国民年金への加入義務があります。別紙の「退職後の国民年金への加入手続」欄を参考に加入手続を行ってください。

8 その他

退職者で、次の任用日までの期間が空く場合でも、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなるため、原則として資格喪失等の異動報告は必要ありません。

問合せ及び連絡先

資格得喪担当 年金給付係 電話 099-286-5220

任意継続担当 福利係 電話 099-286-5217

※ 県立学校における本文書の文書管理表上の分類記号：
「B-7-2（共済組合）」